

令和7年度低圧電気取扱い業務に係る特別教育のご案内

神戸東労働基準協会

労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条により、低圧電気（直流750V以下、交流600V以下）の充電電路の敷設、若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務については、危険有害業務として特別教育の実施が義務付けられています。

つきましては、下記の要領で講習会を開催いたしますので受講下さるようご案内申し上げます。

講習日は、概ね3か月前に決まり次第〇の欄の月に記載いたします

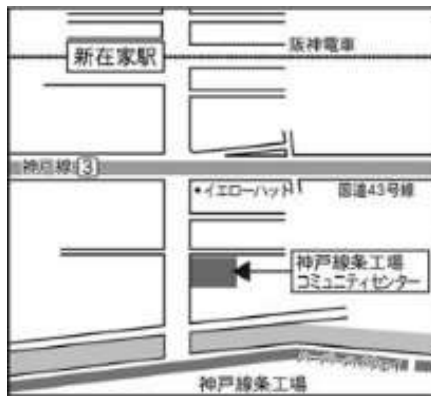
講習日時	4月	6月	8月	10月	12月	3月
学科 8時50分～17時00分	17日(木)	○	○	○	○	○
実技 8時50分～17時00分	19日(土)	○	○	○	○	○
学科講習会場						
実技講習会場						

講習会場

学科講習会場

- ① (株)神戸製鋼所神戸線条工場
 コミュニティーセンター
 神戸市灘区浜田町4-1
 JR「六甲道駅」より南へ徒歩約15分
 阪神「新在家駅」より南へ徒歩7分

- ② 神戸東労働基準協会
 神戸市中央区八幡通3丁目2-5
 I・N東洋ビル6階
 各線「三宮駅」下車南へ徒歩約8分



実技講習会場 ③ (株)神戸製鋼所 神戸線条工場 神戸市灘区灘浜東町2

料金（請求書は、web申し込みマイページより、ダウンロードください）

	合計(税込)	受講料(税込)	テキスト(税込)
会員(※)	17,050円	16,280円	770円
非会員	19,250円	18,480円	

料金は、申込日から15～20日以内をメドに下記口座へ振込願います。

ただし、締切日直前の申込の場合は講習5日前までに振込願います。

振込口座 三井住友銀行 三宮支店 普通口座 3192216 神戸東労働基準協会 振込手数料はご負担下さい

定員 20名 締切：学科講習日の10日前。ただし、定員になり次第締切ります。

申込方法及び注意事項

[兵庫労働基準連合会・協会 web 予約システム](#)から申込下さい

注) web 予約入力時外国籍の方は、在留カード等記載の氏名を入力ください

- 納入された受講料は、原則返金いたしません、受講者の変更は可能なので受講日の5日前までに申出下さい
- 受講日に欠席、遅刻、早退された方等は、講習時間不足につき原則、修了証は交付いたしません
- 会場には公共交通機関でお越し下さい（自動車、単車、自転車等の駐車場所はありません）
- ご提出の個人情報は、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません

受講時準備品

学科： 受講票、筆記用具、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、在留カード等） 昼食等

実技： 受講票、筆記用具、印鑑、ヘルメット、作業服上下(長袖)、安全靴、脚絆(きゃはん)、保護メガネ、手袋

講習カリキュラム

	時間	科目		時間	科目
学 科	8:30-8:50	受付	実 技	8:30-8:50	受付
	8:50-9:00	オリエンテーション		8:50-9:00	オリエンテーション
	9:00-10:00	低圧の電気に関する基礎知識		9:00-10:00	計測機器の取り扱い、電動工具の取り扱い
	10:00-10:10	休憩		10:00-12:00	移動式、可動式電気機器の点検
	10:10-12:10	低圧の電気設備に関する基礎知識		12:00-12:50	昼食休憩
	12:10-12:45	昼食休憩		12:50-13:50	NFB と ELB の使用方法
	12:45-13:45	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識		13:50-15:50	電動機運転回路の作成
	13:45-15:45	低圧用の活線作業及び活線近接作業の方法		15:50-16:00	休憩
	15:45-15:55	休憩		16:00-17:00	遮断機の開閉と命札の取り扱い
	15:55-17:00	関係法令			

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになりました

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになりました

Web 受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします

①氏名の入力

Web による申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください

戸籍上の名前が 神戸 太郎 で、旧姓を使用した名前が 兵庫 太郎 の場合の記載例： 神戸 太郎(兵庫 太郎)

②証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください

旧姓の場合：戸籍抄本（コピー不可）、住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください

原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません。

ご相談、ご質問は下記まで

[神戸東労働基準協会](#)

[申込はこちら](#)（一般社団法人兵庫労働基準連合会・協会ネット予約システムサイト）

